⑹　Contact point for tender documentation : Minetaro Tamaoki, Accounting section, Administration Division, Fisheries Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8907 Japan TEL 03―3591―5614

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年1月19日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　山本　達夫

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

**○第７号**

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　富士外（23震災関連）庁舎改修等建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　静岡県御殿場市、駿東郡小山町

⑷　工事内容

【建築工事】

（富士地区）

・庁舎（鉄筋コンクリート造４階建て／延べ面積約2,720㎡）改修

・仮設庁舎（鉄骨造２階建て／延べ面積約1,900㎡）の設置（設備（電気、機械、通信）を含む）工事、リース、撤去一式

・事務室（鉄筋コンクリート造１階建て／延べ面積約50㎡）新設

・スタンド上家A、スタンド上家B及び防火壁新設

・既設事務室（コンクリートブロック造１階建て／延べ面積約50㎡）解体

・既設上屋及び既設防火壁解体

・機械ボーリング一式

（駒門地区）

・補給倉庫（鉄骨造１階建て／延べ面積約1,800㎡）新設

・既設倉庫（木造１階建て／延べ面積約500㎡）解体ほか３棟（３棟の延べ面積約750㎡）解体

・機械ボーリング一式

（滝ヶ原地区）

・廠舎浴場（鉄筋コンクリート造１階建て／延べ面積約230㎡）新設

・既設浴場（鉄骨造１階建て／延べ面積約110㎡）解体

・既設ボイラー室（鉄筋コンクリート造１階建て／延べ面積約19㎡）解体

・機械ボーリング一式

（富士・駒門・滝ヶ原地区）

・上記工事に係る「詳細図等作成」（富士庁舎改修は、耐震診断・設計含む）業務、仮設庁舎設置及び既設建物解体の設備工事に係る「詳細図等作成」業務、建物新設工事及び仮設庁舎設置に係る「計画通知」の手続き一式

【土木工事】

（富士・駒門・滝ヶ原地区）

・庁舎改修、仮設庁舎設置、補給倉庫新設及び廠舎浴場新設に係る付帯土木工事一式

・解体建物付帯土木構造物撤去一式

・地形測量及び既設構造物調査等一式

・上記工事に係る「詳細図等作成」業務一式

⑸　工期　平成24年９月30日まで

⑹　使用する主要な資機材

鉄筋　280ｔ、コンクリート　3,600㎥、鉄骨　450ｔ、ガラス　4,490㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象工事である。

⑻　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　平成８年度以降、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、地上４階建て以上かつ延べ面積が１棟当たり2,700㎡以上の新設工事を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20%以上であったものに限る。）を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・２級建築士の資格を有する者。

・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

イ　監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・１級建築士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

ウ　平成８年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「建築工事周辺の教場等既存施設に対する工事騒音に係る配慮について」

・「工事現場から排出される建設廃棄物の削減について」